

新居浜市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

新居浜市が予定している新居浜市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務の委託業者を、適切かつ公平に選定するために、公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

新居浜市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月25日までとする。

(4) 委託料の限度額

6,402,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、消費税及び地方消費税相当額の率は10%で計上するものとする。

(5) 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市福祉部介護福祉課

電話：0897-65-1241（直通）

FAX：0897-37-3844

E-mail：kaigo@city.niihama.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和7・8年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「工事・コンサル」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更正手続開始が決定されていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴

- 力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)であると認められること。
- (2) 公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
 - (3) 単一の事業者であること。(複数事業者による共同企業体の参加は認めない。)
 - (4) 新居浜市又は新居浜市以外の地方公共団体が発注する第9期介護保険事業計画策定業務について業務実績を有していること。

4 本プロポーザルの参加手続

(1) 参加資格の確認申請

ア 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書(様式1)
- ② 会社概要書(様式2)
- ③ 業務実績書(様式3)

イ 提出期限

令和8年4月3日(金)まで

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし提出期間中に必着とすること。なお、新居浜市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

エ 提出先

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市福祉部介護福祉課

(2) 参加資格確認結果の通知等

ア 結果通知

令和8年4月7日(火)までに、事業担当課から書面にて通知する。

イ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- ① 参加資格がないと認められた者は、副市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和8年4月9日(木)12時までに当該書面を持参又は電子メールにより提出すること。

- ② ①の書面の提出先

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市福祉部介護福祉課

E-mail: kaigo@city.niihama.lg.jp

- ③ 上記①により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年4月10日(金)までに書面(電子メール)により回答する。

5 質問受付及び回答

本プロポーザルの内容に関する質問は、質問書（様式4）に記入の上、新居浜市介護福祉課メールアドレスに電子メールで提出することとし、手続きは下記のとおりとする。なお、着信確認は質問者の責任において行うこと。

※新居浜市介護福祉課メールアドレス kaigo@city.niihama.lg.jp

(1) 受付期間

公募開始から令和8年3月31日（火）まで

(2) 回答方法

受け付けた質問への回答は、令和8年4月2日（木）までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、新居浜市ホームページ内において公表する。ただし、本業務の受託候補者の特定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答又は公表しない場合がある。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次のア～エの書類について、指定部数を提出すること。

ア 企画提案書提出届（様式5）	正本1部
イ 企画提案書（任意様式）	正本1部、副本6部
ウ 業務実績書（様式3）	正本1部、副本6部
エ 業務推進体制（様式6）	正本1部、副本6部
オ 見積書（様式7）	正本1部、副本6部

【留意点】

- ① 正本、副本ともにファイルに綴じて業務名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。
- ② 正本がカラー刷りの場合は、副本もカラー刷りとする。
- ③ 提出書類の用紙は、A4サイズ（一部A3版折込み可）を基本とすること。

(2) 提出期限

令和8年4月10日（金）

(3) 提出先

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市福祉部介護福祉課

(4) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし提出期間中に必着とのこと。なお、新居浜市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(5) その他

- ア 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- イ 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。

ウ 提出された書類は返却しない。

7 提案のヒアリング

事業者ごとに企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとし、次によりヒアリングを非公開で実施する。

(1) 予定日時

令和8年4月16日（木）（時間等の詳細は後日通知する。）

(2) 実施場所

新居浜市庁舎（詳細については、後日通知する。）

(3) 説明者

様式1に記載する担当者を含む2人以内の者とする。（機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。）

(4) 持ち時間

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。

(5) 使用機材

新居浜市がプロジェクター、スクリーンを用意する。その他の機器については、必要に応じて各自で用意することとする。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

新居浜市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務事業者選定委員会が「3参加資格要件」を満たしている参加表明者について、「7提案のヒアリング」に基づくヒアリングを行い、「11評価基準」に基づく総合的な審査を経て最も優秀な事業者を委託候補者として特定する。

(2) 最高得点者が2者以上あった場合の決定方法

ア 価格点の獲得点数により、委託候補者及び次点者を決定する。価格点の獲得点数が同点の場合、実施体制の獲得点数により、委託候補者及び次点者を決定する。

イ 上記アにより、委託候補者及び次点者が決定しない場合は、委員長により決する。

(3) 申込者が1者になった場合は、プレゼンテーションによる審査は行わず、書類審査のみとし、各委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば、受託候補者として特定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は提案者に令和8年4月初旬に書面にて通知する。各提案者の評価項目ごとの評価点数は、新居浜市ホームページ内において公表する。

9 契約の締結等

前項により特定された者と契約の交渉を行う。契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合

11 評価基準

別紙1のとおり

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募及びヒアリング等、本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として今後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

13 スケジュール

項目	期限等
公募開始（公告）	令和8年3月23日（月）
質問受付期間	公募開始から 令和8年3月31日（火）
質問回答日	令和8年4月 2日（木）
参加資格確認申請書等提出期限	令和8年3月23日（月）から 令和8年4月 3日（金）まで
参加資格確認結果通知	令和8年4月 7日（火）
参加資格がないと認められた者の説明請求期限	令和8年4月 9日（木）12時
説明を求めた者への回答期限	令和8年4月10日（金）
企画提案書等提出期間	令和8年4月 8日（水）～ 同年4月10日（金）
審査日（ヒアリング）	令和8年4月16日（木）
審査結果通知	令和8年4月下旬
業務委託契約締結	令和8年4月下旬

※ただし、予定であり変更する場合がある。

(別紙1)

新居浜市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務プロポーザル採点表

企画提案者 _____

委員名	
-----	--

審査基準項目	評価						点数	
	非常に優れている 5	優れている 4	良い 3	普通 2	やや劣る 1	劣る 0		
1 提案内容							／40	
的確性	新居浜市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画について、趣旨・目的をよく理解しているか。	20	16	12	8	4	0	／20
	調査の結果をもとに、的確かつ専門的な分析を行うことができるか。							
	本市の特性を踏まえ、実態に即した計画素案の策定ができるか。							
	地域包括ケアの推進について具体的かつ効果的な提案がなされているか。							
実現性	仕様書に記載された内容を満たしているか。	15	12	9	6	3	0	／15
	具体的かつ業務の目的達成のために適切なものになっているか。							
	スケジュールに実現性があるか。							
独自性	計画策定に対する独自の優れた視点があるか。	5	4	3	2	1	0	／5
2 実施体制及び業務実績について							／40	
実施体制	業務量に見合った人員を配置しているか。	15	12	9	6	3	0	／15
	業務の進行管理を的確かつ円滑に行うことができるか。							
業務実績	計画策定業務（特に、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等）の策定業務実績が優れており豊富であるか。	15	12	9	6	3	0	／15
	高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等の策定業務経歴の有無 【10点満点：5件以上＝10点、4件＝8点、3件＝6点、2件＝4点、1件＝2点】	業務実績 件						／10
3 見積額について							／20	
価格点	他の事業者と比較して見積額が安価であるか。 【価格点＝配分点×（最低見積価格÷見積価格）】 ※小数点以下は切り捨て							／10
費用対効果	提案内容と見積額の整合性がとられ、費用対効果は妥当か。	10	8	6	4	2	0	／10
							合計	／100